

## 秋田県告示第86号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和3年2月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日  
令和3年1月28日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社ガーデンパートナー  
横手市駅前町7番17号さらさ横手別館スパ1階  
代表取締役 一 関 光 樹  
秋田県知事許可（般-30）第81614号
- (3) 処分の内容  
解体工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和3年1月28日付けで解体工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日  
令和3年1月29日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
伊藤板金工業  
横手市平鹿町中吉田字下藤根8-2  
伊 藤 和 夫  
秋田県知事許可（般-29）第70006号
- (3) 処分の内容  
板金工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和3年1月29日付けで板金工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。